

第4章（社会保険制度間の共通（相違）事項）関係

1. 保険事故

制 度	保 険 事 故
健 康 保 険	業務外の疾病，負傷，出産，死亡 被扶養者の疾病，負傷，出産，死亡
船 員 保 険	職務外の疾病，負傷，出産，死亡，被扶養者の疾病，負傷，出産，死亡，職務上・通勤の疾病，負傷，障害，死亡
国民健康保険	疾病，負傷，出産，死亡
後期高齢者医療	疾病，負傷，死亡
厚生年金保険	老齢，障害，死亡
国 民 年 金	老齢，障害，死亡
介 護 保 険	被保険者の要介護状態，要介護状態となるおそれがある状態

※ 国家公務員共済組合制度においては，組合員の病気，負傷，出産，休業，災害，退職，障害，死亡，被扶養者の病気，負傷，出産，死亡，災害（他の共済組合制度においてもおおむね同じ。）

2. 保 険 者

政府が保険者となる制度	厚生年金保険，国民年金
全国健康保険協会が保険者となる制度	健康保険，船員保険
健康保険組合が保険者となる制度	健康保険
市町村又は国民健康保険組合が保険者となる制度	国民健康保険
市町村が保険者となる制度	介護保険

（注1） 健康保険の日雇特例被保険者の保険の保険者は，「全国健康保険協会」のみ。

（注2） 健康保険組合は，「厚生労働大臣の認可」を受けて設立。

（注3） 国民健康保険組合は，「都道府県知事の認可」を受けて設立。

（注4） 厚生年金基金及び国民年金基金（いずれも「厚生労働大臣の認可」を受けて設立）は，保険者とはならない。

（注5） 後期高齢者医療制度の実質的な保険者は，後期高齢者医療広域連合とされる。